

国際原子力機関（IAEA）による「2025年版保障措置声明」の公表

令和8年6月24日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、国際原子力機関(IAEA)による「2025年版保障措置声明」の公表について報告するものである。

2. 報告内容

○IAEAは、各国と締結する保障措置協定及び同協定の追加議定書に基づき、これらの国の核物質が核兵器やその他の核爆発装置に転用されていないことを確認する目的で保障措置活動を行っている。

○IAEAは保障措置活動として、締結国が申告する核物質の計量情報や原子力関連活動に関する情報について、査察等により、申告された核物質の平和的利用からの転用や未申告の核物質又は活動が無いかを確認し、その評価結果をとりまとめている。

○この一環として、IAEAは、毎年、前年に行った保障措置活動について評価結果をとりまとめた「保障措置声明」を公表している。2025年版については、令和8年6月に公表された。

○この保障措置声明は、IAEAが各国と締結する保障措置協定の種類及び確認された核物質の範囲に応じとりまとめられており、我が国は、核兵器不拡散条約上の非核兵器国が締結する保障措置協定(包括的保障措置協定)とともに追加議定書が発効している国の一つとして以下のとおり評価された。

IAEAは、包括的保障措置協定及び追加議定書が発効している138の国のうち、75の国について、拡大結論(broader conclusion)を得た。すなわち、

- ・申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候が見られない
- ・未申告の核物質及び活動の兆候が見られない

ことを根拠として、すべての核物質が平和的活動にとどまっていると評価した。

IAEAの「2025年版保障措置声明(Safeguards Statement for 2025)」のURL:

<https://www.iaea.org/sites/default/files/sir-2025.pdf>

※2025年保障措置声明における評価結果の概要は、参考(次ページ)を参照。

○なお、我が国はIAEAから、初めて拡大結論が導出された2003年の活動以降連続して、我が国にあるすべての核物質が平和的活動にとどまっていると評価を得ている。

3. 今後の予定

○本資料をホームページで速やかに公表するとともに、我が国における2025年の保障措置活動の実施結果と併せて、内閣府原子力委員会に報告する。

2025年版保障措置声明における評価結果の概要

保障措置協定の種類	国数	評価結果
核兵器不拡散条約締約国	190 ^{注2}	—
保障措置協定非締約国	3	いかなる保障措置結論も導出できず。
保障措置協定適用対象国	190 ^{注2, 注3}	—
包括的保障措置協定 ^{注1} (Comprehensive Safeguards Agreement) ＋ 追加議定書 (Additional Protocol)	138 ^{注3}	75 ^{注3} ・ 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。 ・ 未申告の核物質及び活動の兆候も見られない。 ⇒ すべての核物質が平和的活動にとどまっている(拡大結論)。
		63・ 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。 ・ 未申告の核物質及び活動がないことに関する評価は続行中。 ⇒ 申告された核物質は平和的活動にとどまっている。
	44	32・ 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。 ⇒ 申告された核物質は平和的活動にとどまっている。
		1・ 2025年6月の軍事攻撃の影響を受けていない施設等における申告された核物質について、平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。 ⇒ 当該施設等の申告された核物質は平和的活動にとどまっている。 ただし、軍事攻撃の影響を受けた一部施設における核物質(高濃縮ウラン含む)については検認不能のため、結論を導出することはできず、核拡散の懸念あり。
		11・ いかなる保障措置結論も導出できず。 ^{注4}
自発的協定 (Voluntary Offer Agreement) ＋ 追加議定書 (Additional Protocol)	5	・ 保障措置が適用されている核物質について転用の兆候は見られない。 ⇒ 選択された施設において保障措置が適用されている核物質は平和的活動にとどまっているか、又は協定に規定されるとおりに保障措置から取り下げられている。
INFCIRC/66型保障措置協定	3	・ 保障措置が適用されている核物質が転用されている、若しくは施設又は他のアイテムが不正利用されている兆候は見られない。 ⇒ 保障措置が適用されている核物質、施設及び他のアイテムは平和的活動にとどまっている。

^{注1} ある国の領土内若しくはその管轄下等で行われる全ての平和的な原子力活動に係る全ての核物質を保障措置の対象とする協定。

^{注2} IAEAによる保障措置活動が実施されず、評価を導出できなかった北朝鮮を含まない。

^{注3} この他に台湾。

^{注4} 初版少量議定書 (Original Small Quantities Protocol) を運用している国に対しては、保障措置結論を導出できないとした。